

寄附金税額控除について、給与から差引する方法で市民税・県民税を納められている方へ

勤務先から配布される「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額決定・変更通知書(納税義務者用)」の摘要欄及び「税額控除額⑤」をご確認ください。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)										
所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎	控除	所得控除合計②	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準
(摘要)										
寄附金控除： 市民税 ○○○○円 県民税 ○○○○円										

税額		納付額	
市民税	税額控除前所得割額④	6月分	
	税額控除額⑤	7月分	
	所得割額⑥	8月分	
	均等割額⑦	9月分	
県民税	税額控除前所得割額④	10月分	
	税額控除額⑤	11月分	
	所得割額⑥	12月分	
	均等割額⑦	1月分	
	森林環境税額⑧	2月分	
	特別徴収税額⑨	3月分	
	控除不足額⑩	4月分	
	既充当・既委託納付額⑪		

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したため、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不明がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市税に対して審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る徴収の適正を争った日の翌日から起算して3か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分(取消し)の訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分(取消し)の訴えを提起することができます。

「税額控除額⑤」に寄附金税額控除を他の税額控除の額と合算して記載しています

ふるさと納税を含む寄附金控除がある場合、通知書の摘要欄に「寄附金控除」として記載されます